

**公衆浴場営業に係る手続一覧**

**届出先** 松山市保健所 1F 生活衛生課 (TEL:089-911-1807、FAX:089-923-6627)

届出区分	変更（法人）	変更（個人）	停止	廃止・一部廃止
提出書類	公衆浴場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書（様式第8号）	公衆浴場営業（許可申請書・承継届出書）記載事項変更届出書（様式第8号）	公衆浴場営業停止届出書（様式第9号）	公衆浴場営業廃止届出書（様式第11号） 公衆浴場営業一部廃止届出書（様式第12号）
届出者	営業者（法人）	営業者（個人）	営業者	営業者
手数料	無料			
提出期限	変更後10日以内		停止後10日以内	廃止後10日以内
添付書類および注意事項	<b>【構造設備の変更】</b> ・変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの） <b>【法人の名称、事務所所在地、代表者氏名、定款又は寄付行為の変更】</b> ・変更に係る登記事項証明書 ・定款又は寄附行為の写し ・許可証 <b>【公衆浴場の名称の変更】</b> ・許可証 <b>【管理者、衛生管理責任者の変更】</b> ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付をお願いすることがあります。	<b>【構造設備の変更】</b> ・変更の状況を示す図面（変更の前後が分かるもの） <b>【公衆浴場の名称、営業者の氏名、営業者の住所の変更】</b> ・許可証 <b>【管理者、衛生管理責任者の変更】</b> ・添付書類なし ※管理者の変更の場合、承諾書の添付をお願いすることがあります。	<b>【営業の全部を停止】</b> ・添付書類なし <b>【営業の一部を停止】</b> ・停止した施設の状況を示す図面 <b>※営業再開の注意事項</b> ・営業を再開した時は、公衆浴場営業再開届出書（様式第9号）を速やかに提出すること。 ・営業の一部を再開した時は、その再開した施設の状況を示す図面を添付すること。	<b>【営業の全部を廃止】</b> ・許可証 <b>【営業の一部を廃止】</b> ・廃止した施設の状況を示す図面

届出区分	営業許可証の再発行	相続による承継	合併・分割による承継	譲渡
提出書類	公衆浴場営業許可証（汚損・紛失）届出書（様式第4号）	相続による公衆浴場営業承継届出書（様式第6号）	合併又は分割による公衆浴場営業承継届出書（様式第7号）	譲渡による公衆浴場営業承継届出書（様式第5号）
届出者	営業者	相続により営業者の地位を承継した者	合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により承継した法人	譲渡により営業者の地位を承継した者
手数料	無料			
提出期限	速やかに	遅滞なく		
添付書類および注意事項	※再発行後、紛失した許可証を発見した場合は、直ちに発見した許可証を返納してください。	<b>＜事実を証する書面＞</b> ・戸籍謄本（被相続人の出生から亡くなるまでの連続したもの） 又は法定相続情報一覧図の写し ・同意書（法定相続人が複数いる場合のみ） ・許可証	<b>＜事実を証する書面＞</b> ・承継した法人の定款又は寄附行為の写し ※定款又は寄附行為の写しに合併・分割の情報が記載されていない場合は、議事録の写し、登記事項証明書等の添付をお願いすることがあります。 ・許可証	<b>＜事実を証する書面＞</b> ・営業の譲渡が行われたことを証する書類 ・許可証